

主要施策の会計区分(平成28年度予算)について

事業例	会計区分	会計区分・措置の考え方
国立障害者職業能力開発校運営委託費	一般会計	障害者の職業能力開発は、障害者の職業的自立を促進し、障害者の福祉の実現を図るため国のセーフティーネットとして国の責務において行うものであることから、事業主の共同連携によらず(※)、広く国民全体で負担すべきものとして、一般会計で措置することを原則としている。 (※)職業能力開発促進法第96条の規定により、国による障害者職業能力開発校の設置及び運営などの経費は、雇用保険法上の能力開発事業から除くこととされている。
都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金	一般会計及び雇用勘定	学卒未就職者、雇用対策法措置者及び障害者に対する職業訓練を一般会計から拠出。 雇用保険被保険者、離転職者訓練、在職者等に係る職業訓練を雇用勘定から拠出。
国立障害者職業能力開発校施設整備等	労災勘定	被災労働者を含む障害者に対して職業訓練を実施していることから労災勘定から拠出。
都道府県立職業能力開発施設の施設整備等の補助金	雇用勘定	都道府県が雇用対策の一環として設置した施設等の整備に係る費用を補助するために雇用勘定から拠出。
障害者委託訓練	雇用勘定	本事業が、事業主(企業、NPO法人、民間教育訓練機関等)に委託して実施すること、本訓練の受講により雇用促進や離職の防止が図られること、事業主の雇入れ後の訓練経費の負担軽減につながるために雇用勘定から拠出。
(参考)		
障害者トライアル雇用	雇用勘定	平成25年度までは、試行雇用開始時点で必ずしも常用雇入れを前提とせず企業と障害者双方の不安を解消し、雇用のきっかけ作りを行うものであるという観点から、一般会計から拠出していた。 しかしながら、実際のトライアル雇用後の常用雇用移行率を見ると、平成24年度は88.2%にまで達しており、実態から見れば試行雇用後にほとんどが常用雇用に移行しているということができるとともに、事業主も、その多くが雇入れに向けた支援制度として活用している状況がみられ、実態として障害者の安定した雇用の促進するものとなっていることから、平成26年度は雇用勘定から拠出するように改めた。
障害者雇用納付金制度に基づく支援(障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金) (※)独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が支給	障害者雇用納付金	障害者を雇用するためには、施設・設備の改善、特別の雇用管理等が必要となるなど事業主にとって一定の経済的負担を伴うこともあり、法定雇用率達成企業と未達成企業との間で経済的負担の不均衡が生じる。 障害者の雇用に関する事業主の社会的連帯責任の円滑な実現を図る観点から、この経済的負担を調整するために障害者雇用調整金等を支給。 また、事業主の経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進及び継続を図るために助成金を支給。